■上市町空家等対策計画（概要版）

【基本理念】

（１）適切な措置の実施

・空家等に関する対策は、適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがないよう、必要な措置が講じられなければならない。

（２）地域資源としての活用促進

・空家等に関する対策は、その地域資源としての活用の促進に寄与するため、情報の収集、整理その他の必要な措置が講じられなければならない。

（３）町、町民等、所有者等及び自治組織の協働による取組

・空家等に関する対策は、町、町民等、所有者等及び自治組織が相互に密接な連携を図りつつ、協働して取り組まなければならない。

【空家等対策に当たっての責務】

（１）所有者等の責務

・周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。
・町が実施する対策への協力に努めるものとする。

（２）町の責務

・空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画作成や計画に基づく対策の実施及び必要な措置を講ずるものとする。

（３）町民等及び自治組織の責務

・町が実施する対策への協力に努めるものとする。

【基本的な考え方】

〔１〕 空家等の適切な管理の促進

〔２〕 空家等の利活用等の促進

〔３〕 老朽危険空家等に対する措置の推進

〔４〕 空家等対策に係る体制の構築

【具体的な施策】

（１）空家等の実態把握	①発生情報の収集 ②実態把握 ③所有者情報等の把握 ④情報の共有
（２）空家等所有者等への啓発	①管理に関する情報発信 ②空家等関連施策の周知
（３）地域等による管理の促進	①空家等管理サービスの普及・促進 ②地域による空家等管理支援策の検討
（１）空家等の流通促進	①空家情報提供制度の改善 ・ホームページの改善 ・不動産関連団体との連携 ・所有者等や利用希望者へのＰＲ ②周辺環境の整備 ・空家等の取得・家財道具等の処分・不動産契約に対する支援制度等の検討
（２）空家等の利活用の促進	①定住・移住施策による利活用の推進 ・空家等の取得･改修への助成制度の推進 ・空家を利用したお試し居住の検討 ②地域等による利活用の促進 ・利活用に向けた検討の促進 ・町・国による利活用制度の活用促進 ③リノベーション事例の広報 ・リノベーション事例の収集・広報 ・リノベーションモデル住宅整備の検討
（１）空家特措法に基づく特定空家等に対する措置	①詳細調査による状況把握 ・建築技術者による詳細調査の実施 ・特定空家等の判断基準等の作成 ②特定空家等の判断 ・協議会への協議を踏まえ判断 ③特定空家等に対する措置の実施 ・必要に応じて協議会への協議を踏まえ実施
（２）空家条例に基づく緊急安全措置の実施	・管理不全状態の空家等による危害予防・拡大防止のため最低限の措置を実施
（３）所有者等による老朽危険空家等の解消に向けた取組への支援	・町・国等による除却支援制度の活用促進
（１）相談体制の構築	・建設課によるワンストップ窓口の設置 ・関連団体との連携方策の検討
（２）実施体制の構築	①上市町空家等対策協議会への協議 ②庁内関係部局との連携 ・庁内連携による対策の実施